

2019年11月27日

茨城県知事 大井川 和彦様
茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課御中
茨城県保健福祉部薬務課御中

原子力防災を考える会@茨城
原子力規制を監視する市民の会
国際環境 NGO FoE Japan

東海第二原子力発電所の原子力防災に関する要請書

台風19号は、茨城県内にも甚大な被害をもたらしました。被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、県職員の皆さんが、被災者の支援と地域の復興のために懸命に対応、努力されていることに心から感謝いたします。一連の台風により、「これまで経験したことがない」、「世界が変わる」ような、記録的な暴風雨を広範囲にもたらす台風が今後とも頻発するであろうこと、気候変動によりこれまでの自然災害の常識が通用しない時代に入ってしまったことを、私たちは実感せざるをえませんでした。

本日は東海第二原発の運転開始からちょうど41年という節目にあたりますが、一連の台風被害により、原子力防災についても、抜本的な見直しが迫られているのではないのでしょうか。

原子力規制委員会による適合性審査では、「風（台風）として考えられる最大の風速」として30m/sを想定していますが、台風15号と19号に限っても、神津島、江戸川区、大田区など、どちらの台風も複数の地点で30m/sを超える値が観測されました。また、降水については、「考えられる最大の降水量」として127.5mm/hを想定していますが、猛烈な雨が長期間続いた場合、排水ポンプやドレンの電源が落ちた場合はどうでしょうか。東海第二原発は、津波対策として原発を囲むように防潮壁を造ることにしていますが、これが逆に陸側に水を貯めて原発を水没させてしまう恐れはないのでしょうか。

台風被害が広範囲に及んだ場合、これに加えて原発の重大事故が発生した場合、広域避難などできず、現状では原子力防災が全く機能しないであろうことは今回の経験からも明らかです。しかし現状の広域避難計画では、原発の単独事故の想定しかなく、要配慮者の支援体制や避難退域時検査の実施体制の確立などと並んで、複合災害への対応（複合災害時における第二の避難先の確保、道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段、停電時の対応、複数の原子力事業所における事故発生時の対応 など）については、今後検討すべき課題とされています。

今回の台風被害に際しては、医療機関や介護施設などで、要配慮者の避難の困難さについても改めて浮き彫りになりました。東海第二原発の避難計画については、風水害などとの複合災害やその場合の要配慮者の避難についても具体化され、その実効性が検証されなければならないと考えます。

今年7月3日には、安定ヨウ素剤配布について原子力規制委員会が定めるマニュアル（安定ヨウ素剤の服用・配布にあたって）が改定されました。改定により、（1）事前配布の方法について、説明会方式に加えて、ひたちなか市が独自に行っていた薬局での配布が認められました。（2）服用のタイミングについて、「放射性ヨウ素にばく露される24

時間前からばく露後 2 時間まで」の服用が効果的であることを指摘したうえで、「平時から住民に適切な服用のタイミングについて周知する必要がある」とし「安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急時の配布手段の設定等の平時からの準備が必要」としています。(3) 40 歳以上の者については、「服用する必要はない」との文言は、パブリック・コメントを経て、最終的に「服用の必要性は低い」に改められ、40 歳以上の者も引き続き服用の必要性を認める内容となりました。

しかし現状の避難計画では、UPZ では $500 \mu\text{Sv/h}$ という非常に高い線量が観測されて、はじめて避難となり、安定ヨウ素剤は、避難の途中で受け取ることになっています。これでは、放射性ヨウ素による被ばく後、相当時間が経過しないと安定ヨウ素剤を受け取ることすらできず、適切なタイミングでの服用は不可能です。事前配布を UPZ にも拡大するなどしてこの矛盾を解決しない限り、避難計画の実効性は確保されないと考えます。

また、現状の避難計画では、UPZ は屋内退避が原則とされています。目張りをした家の中にじっとしていれば、ガンマ線による外部被ばく以外は防護できるということでしょう。しかし、屋内退避が長期に及ぶ場合、電気も水道もない状況で果たして何日もつのでしょうか。段階避難の現実性や退域時検査の実効性など、課題は山積しています。

台風被害への対応により、水戸市と避難受け入れ先である千葉県東葛地域の避難協定の具体化など、避難計画の立案作業が遅れていると聞きます。いま自治体が台風対策を優先しなければならない状況については私たちも理解できます。問題はその間にも東海第二原発の再稼働への手続きが進んでいることにあります。

現在、東海第二原発は、運転停止から 8 年以上が経過し、使用済み核燃料の発熱量も十分に低下しており、稼働時と比べても防災上、非常に有利な状況にあります。少なくとも原子力防災の見直しと具体化、実効性の検証が行われないうちは、現状の停止状態を維持すべきだと考えます。

要 請 項 目

1. 一連の台風被害を踏まえ、東海第二原発の原子力防災について見直しを図ること。避難計画については、原発事故と風水害などとの複合災害やその場合の要配慮者の避難についても検討し、実効性を検証すること。
2. 安定ヨウ素剤服用・配布について、改定マニュアルに従い、40 歳以上への配布を継続すること、被ばく前の服用を県民に周知すること、また、被ばく前の服用を実現するためにも、UPZ での事前配布を積極的に進めること。
3. 原子力防災の見直しと具体化、実効性の検証が行われないうちは、防災上有利な現状の停止状態を維持するようはたらきかけること。

原子力防災を考える会@茨城
genshiryokubousai.ibaraki@gmail.com
原子力規制を監視する市民の会
新宿区下宮比町 3-12-302 090-8116-7155 阪上
国際環境 NGO FoE Japan
板橋区小茂根 1-21-9 090-6142-1807 満田